

## 第2章 精神的・身体的被害の回復・防止への取組

### 1 保健医療サービス及び福祉サービスの提供（基本法第14条関係）

#### ○ 主な取組

- 被害少年等の保護に関する学校及び児童相談所等の連携の充実

#### 【施策番号54】

地方公共団体が設置する要保護児童対策地域協議会は、虐待を受けている子供等の早期発見や適切な保護を図るため、児童相談所、学校・教育委員会、警察等の関係機関と要保護児童やその保護者等（以下「支援対象児童等」という。）に関する情報共有や、支援内容の協議を行うこととしており、その結果を踏まえ、関係機関が適切な連携の下で対応している。同協議会は、平成29年4月現在、99.7%の市町村で設置されている。

また、28年5月に成立した児童福祉法等の一部を改正する法律（以下「児童福祉法等改正法」という。）により改正された児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律（以下「児童虐待防止法」という。）において、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる子供等（以下「要支援児童等」という。）と思われる者に日頃から接する機会の多い学校、病院、診療所、児童福祉施設等の関係機関は、要支援児童等と思われる者を把握した場合、当該者の情報を現在地の市町村に提供するように努めなければならないこととされ、また、当該関係機関は、児童相談所等から児童虐待の防止等に関する資料等の提供を求められたときは、当該資料等を提供することができることとされた。

#### 要保護児童対策地域協議会

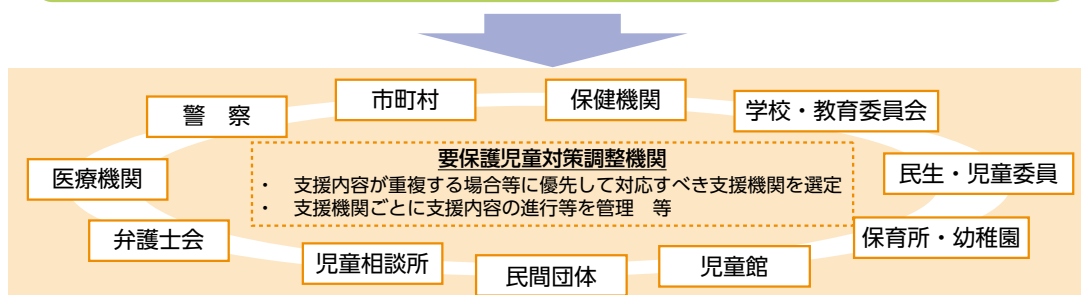
##### 果たすべき機能

支援対象児童等の早期発見や適切な保護や支援を図るためには、

- 関係機関が当該児童等に関する情報や考え方を共有し、
- 適切な連携の下で対応していくことが重要

であり、市町村において、要保護児童対策地域協議会を設置し、

- ① 関係機関相互の連携や役割分担の調整を行う機関を明確にするなどの責任体制を明確化するとともに、
- ② 個人情報の適切な保護と関係機関における情報共有の在り方を明確化することが必要



|                | 平成27年度           | 平成28年度           | 平成29年度            |
|----------------|------------------|------------------|-------------------|
| 設置している市町村数（※）  | 1,726 (99.1%)    | 1,727 (99.2%)    | 1,735 (99.7%)     |
| 登録ケース数（うち児童虐待） | 191,806 (92,140) | 219,004 (97,428) | 260,018 (101,807) |

※「設置している市町村数」及び「登録ケース数」については、各年4月1日現在の数値

【出典】平成27,28年度：厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課調べ、平成29年度：厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課調べ

提供：厚生労働省

- 被害少年等に対する学校におけるカウンセリング体制の充実等

#### 【施策番号55】

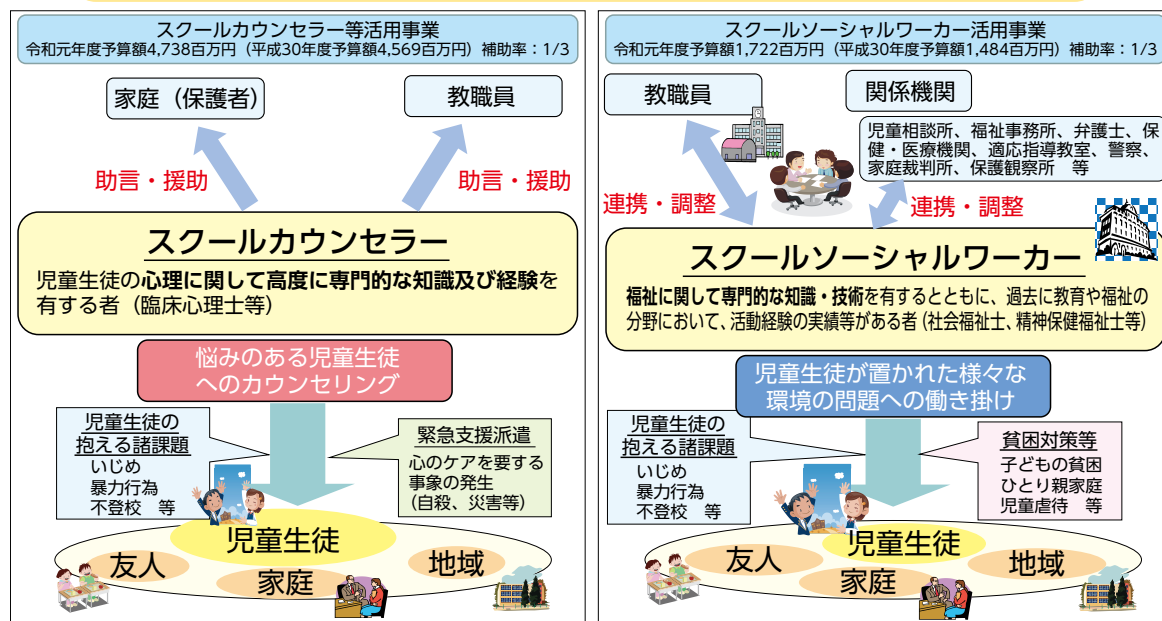
文部科学省においては、犯罪被害者等を含む児童生徒の相談等に適切に対応できるよう、学校における教育相談体制の充実に取り組んでいる。具体的には、児童生徒の心理に関して高度に専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラーの学校等への配置及び緊急支援のための派遣に対して補助を行っている。令和元年度までに、全公立小・中学校約2万7,500校にスクールカ

ウンセラーを配置することを目標としており、平成30年度においては、その配置に係る経費（2万6,700校分）を予算措置した。また、福祉の専門的な知識・技術を用いて児童生徒を支援するスクールソーシャルワーカーの教育機関等への配置に対して補助を行っている。令和元年度までに、全ての中学校区に約1万人のスクールソーシャルワーカーを配置することを目標としており、平成30年度においては、その配置に係る経費（7,547人分）を予算措置した。

### スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの活動概要

#### 学校における教育相談体制の充実に向けて

多様な社会的な背景により課題を抱える児童生徒に対する教育相談を充実していくためには、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等、教員とは異なる専門性や経験を有する専門的なスタッフを学校に配置し、教員とともに、その専門性を発揮していくことが重要である。



提供：文部科学省

- 被害少年が受ける精神的打撃軽減のための継続的支援の推進

#### 【施策番号57】

人格形成の途上にある少年が被害を受けた場合、その後の健全育成に与える影響が大きいことから、警察においては、被害少年の再被害を防止するとともに、その立ち直りを支援するため、少年補導職員等によ

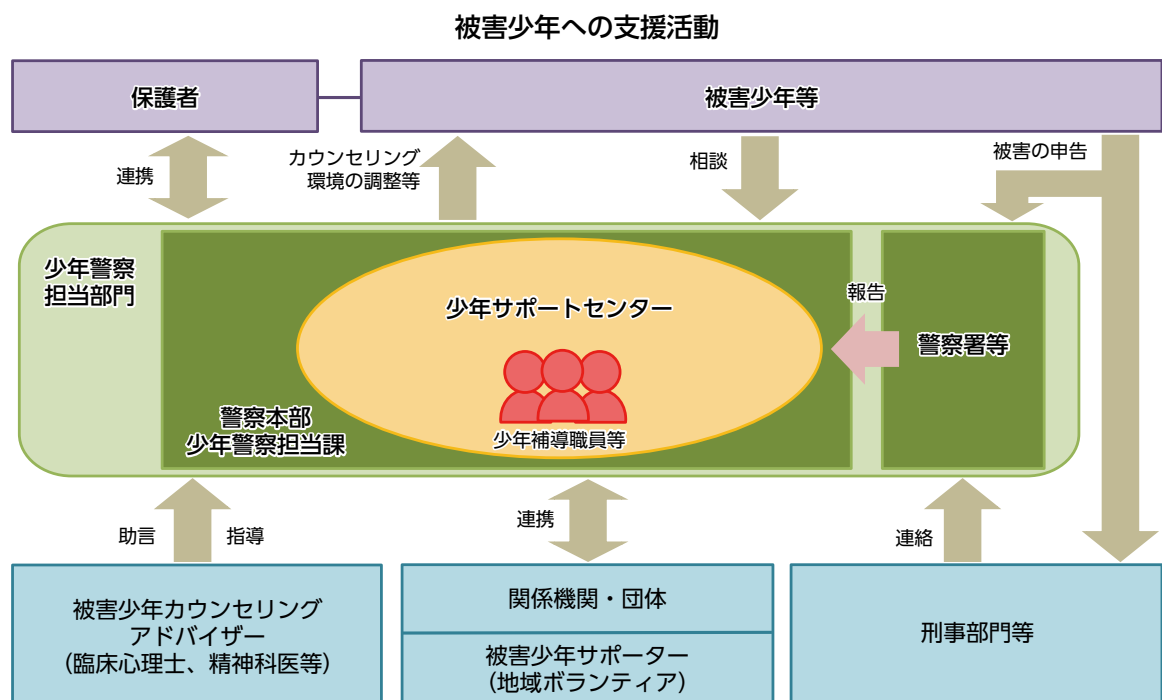
る指導・助言のほか、カウンセリング等の継続的な支援を行っている。

被害少年の支援に際しては、臨床心理学、精神医学等の高度な知識・技能を有する部外の専門家を被害少年カウンセリングアドバイザーとして委嘱し、その適切な指導・助言を受けながら支援を実施するとともに、それぞれの地域においては、保護者等

との緊密な連携の下に、少年を取り巻く日常の環境の変化や生活状況を把握しつつ、支援を行うボランティアを被害少年サポーターとして委嘱し、これらの者と連携した支援活動を推進している。

子供の性被害をめぐる情勢については、平成30年中、児童ポルノ事犯の検挙を通じて新たに特定された被害児童は1,276人で、このうち22%は抵抗するすべを持たない低年齢児童（小学生以下）であるほか、S N

Sの利用に起因して児童買春等の被害に遭う児童が1,811人であるなど、依然として厳しい状況にある。警察では、このような情勢を踏まえ、29年4月に犯罪対策閣僚会議において決定された「子供の性被害防止プラン」（児童の性的搾取等に係る対策の基本計画）に基づき、関係府省庁と連携し、被害児童の迅速な保護及び適切な支援に向けた取組を推進している。



- 警察における性犯罪被害者に対するカウンセリングの充実

**【施策番号58】**

警察においては、平成31年4月現在、44都道府県警察で166人（うち臨床心理士93人）の部内カウンセラーを配置するとともに、全都道府県警察でカウンセリング費用の公費負担制度を運用している。

- ワンストップ支援センターの設置促進

**【施策番号65】**

内閣府においては、都道府県による性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支

援センターの設置について、令和2年までに各都道府県に少なくとも1か所設置すると

**警察におけるカウンセリングの様子（模擬）**



の目標を前倒しし、平成30年10月に全都道府県の設置が実現した。また、29年度に創設した性犯罪・性暴力被害者支援交付金を活用して、同センターの運営の安定化及び質の向上を図るため、各地方公共団体の実情に応じた取組の支援の充実に努めている。

- ・ 犯罪被害者等に関する専門的知識・技能を有する専門職の養成等

#### 【施策番号66】

警察庁においては、一般社団法人日本臨床心理士会に働き掛け、犯罪被害者等に関する専門的知識・技能を有する臨床心理士の養成及び研修の実施を促進しているほか、都道府県臨床心理士会の被害者支援担当者を集めた研修会に職員を派遣し、犯罪被害者等施策に関する講義を実施している。

また、犯罪被害者週間の実施に当たり、同会や各都道府県の臨床心理士会、臨床心理士受験資格に関する指定大学院に広報啓発ポスターや啓発イベントの開催案内を送付し、臨床心理士等の参加を呼び掛けるなどしている。

## 2 安全の確保（基本法第15条関係）

### ○ 主な取組

- ・ 犯罪被害者等に関する情報の保護

#### 【施策番号80】

法務省・検察庁においては、裁判所の決定があった場合、被害者の氏名及び住所その他の被害者が特定されることとなる事項を公開の法廷で明らかにしない制度、検察官が、証拠開示の際に、弁護人に対し、被害者の氏名等を被告人に知らせてはならない旨の条件を付するなどする措置をとることができる制度等について、円滑な運用に取り組んでいる。また、会議や研修等の機会を通じて検察官等への周知に努めている。

更生保護官署においても、保管する犯罪被害者等の個人情報適切に管理するよう会議や研修等の機会を通じて周知徹底を

図っている。

- ・ 児童虐待の防止、早期発見・早期対応のための体制整備等

#### 【施策番号90】

児童福祉法等改正法では、初めて子供を権利の主体として位置付けるなど児童福祉法の理念を明確化するとともに、子育て世代包括支援センターの設置、市町村及び児童相談所の体制の強化、里親制度の充実等の所要の措置を講ずることとされた。また、平成29年6月に成立し、30年4月に施行された児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律では、虐待を受けている子供等の保護を図るため、家庭裁判所が都道府県等に対して保護者指導を勧告することができることとするなど、司法関与を強化するなどの措置を講ずることとされた。

また、緊急総合対策に基づき、子供の安全確認ができない場合の立入調査の実施等全ての子供を守るためのルールの徹底等に取り組んでいる。さらに、緊急総合対策を受け、30年12月に「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」を策定し、令和元年度からの4年間で、児童相談所の児童福祉司を平成29年度の約3,240人から2,020人程度増員するとともに、子ども家庭総合支援拠点を全市町村に設置することとするなど、児童相談所及び市町村の体制と専門性の強化を図っている。

また、児童虐待を受けたと思われる子供を見つけた時等に、ためらわず児童相談所に通告・相談ができるように、児童相談所全国共通ダイヤル「189（いちはやく）」を運用しており、児童相談所につながるまでの時間短縮を進めるため、同月に音声ガイダンスを短縮し、また、30年2月に携帯電話等からの着信についてコールセンター方式を導入するなどの改善を図っている。



### 3 保護、捜査、公判等の過程における配慮等（基本法第19条関係）

#### ○ 主な取組

- ・ 女性警察官の配置等

#### 【施策番号109】

警察においては、性犯罪被害者が捜査の過程において受ける精神的負担を少しでも緩和するためには、性犯罪被害者の望む性別の警察官が対応する必要があること等から、警察本部や警察署の性犯罪捜査を担当する係への女性警察官の配置を推進するとともに、性犯罪捜査の研修を行うなどして性犯罪捜査を担当する職員の実務能力の向上を図っている。

平成30年4月現在、性犯罪事件において、性犯罪被害者から事情聴取等を行う性犯罪指定捜査員として指定されている女性警察官等は、全国の都道府県警察において8,859人である。

また、警視庁及び道府県警察本部（以下「都道府県警察本部」という。）の性犯罪捜査担当課に性犯罪捜査指導官の設置を推進しているほか、同課の性犯罪捜査指導係への女性警察官の配置等により、性犯罪捜査に関する指導体制の構築を図っており、同月現在、都道府県警察の性犯罪捜査指導係員は296人、うち女性警察官は128人である。

さらに、性犯罪事件の認知後、証拠採取

を行うに当たって、性犯罪被害者の精神的負担を軽減するため、証拠採取に必要な用具や当該被害者の衣類を預かる際の着替え等をまとめた性犯罪証拠採取セットを整備するとともに、性犯罪事件の被害状況の再

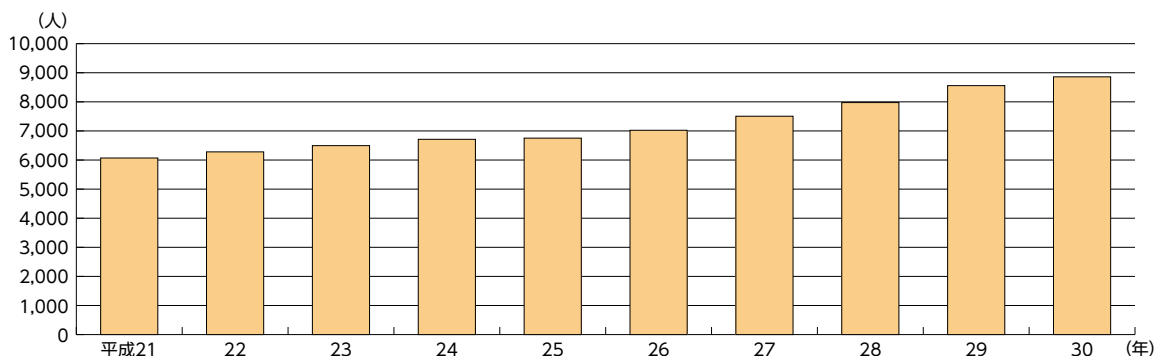
被害者支援車両内の様子（被害者は模擬）



女性医師による診断の様子（被害者は模擬）



性犯罪指定捜査員等の推移（各年4月1日現在）



| 年次 | 平成21年 | 平成22年 | 平成23年 | 平成24年 | 平成25年 | 平成26年 | 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 | 平成30年 |
|----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 人数 | 6,069 | 6,280 | 6,494 | 6,712 | 6,752 | 7,022 | 7,505 | 7,974 | 8,557 | 8,859 |

現を行う際の性犯罪被害者の精神的負担を軽減するため、当該被害者の代わりとして使用する性犯罪被害者捜査用ダミー人形を整備している。

このほか、事情聴取時において、相談室や被害者支援用車両を積極的に活用しているほか、事件発生時における迅速かつ適切な診断・治療、証拠採取や女性医師による診断等を行うため、産婦人科医会とのネットワークを構築し、具体的支援を提供するための連携の強化等を図りながら、適正かつ円滑な性犯罪捜査を推進している。

- 海上保安庁においては、性犯罪等に係る女性被害者が捜査の過程において受ける精神的負担を少しでも緩和するため、女性海上保安官による事情聴取や付添い等を行っている。

#### ・ ビデオリンク等の措置の適切な運用

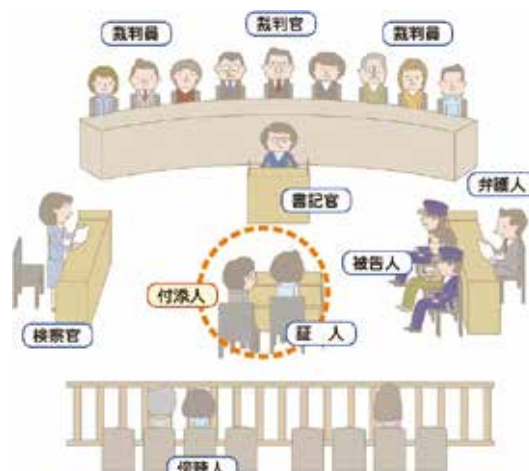
##### 【施策番号111】

法務省においては、刑事訴訟に関して、犯罪被害者等の意見をより適切に裁判に反映させるための犯罪被害者等の意見陳述の制度や、証人の証言時の負担・不安を軽減するためのビデオリンク等の制度の運用について、適切な対応が行われるよう、会議や研修等の様々な機会を通じて、検察の現場への周知徹底を図るとともに、施策の実施状況の把握に努めている。また、犯罪被害者等向けパンフレット「犯罪被害者の方々へ」にもこれらの制度の情報を掲載している。

平成30年中に、証人尋問の際に付添いの措置がとられた証人の延べ数は144人、証人尋問の際に遮へいの措置がとられた証人の延べ数は1,462人、ビデオリンク方式による証人尋問が行われた証人の延べ数は317人（うち、構外ビデオリンク方式によるものが15人）であった。

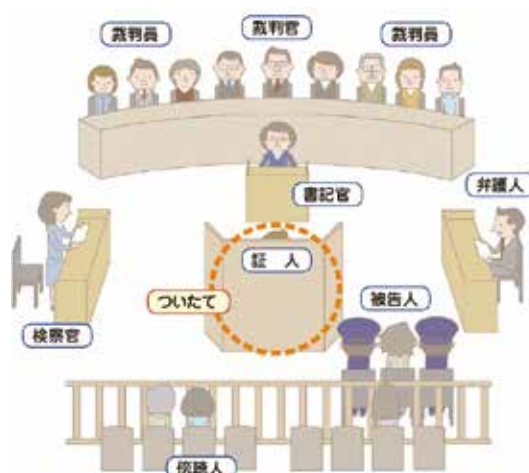
20年4月から、民事訴訟法が一部改正され、民事訴訟において犯罪被害者等を証人等として尋問する場合に、付添い、遮へい

#### 証人への付添い



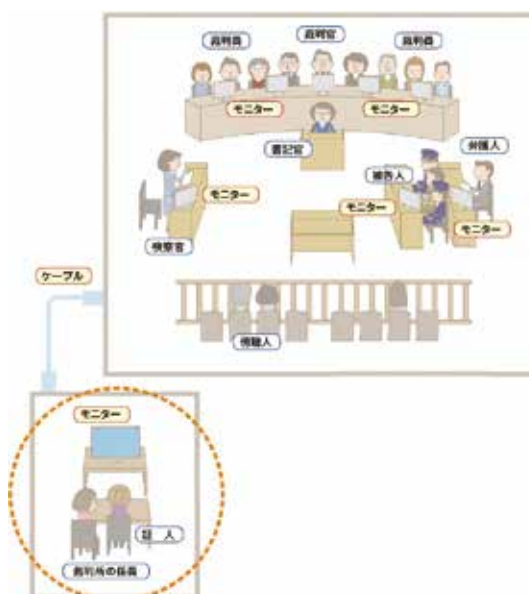
提供：法務省

#### 証人への遮へい



提供：法務省

#### ビデオリンク方式



提供：法務省

又はビデオリンクの各措置をとることが認められている。

30年中の民事訴訟（行政訴訟を含む。）における付添い回数は19回、遮へい回数は243回、ビデオリンク回数は26回である（数値はいずれも証人尋問及び当事者尋問の回数であり、各措置を併用した場合については、それぞれ1回として計上している。）。

証人の保護等の状況

| 年次    | 証人の保護等 |       |         |
|-------|--------|-------|---------|
|       | 付添い    | 遮へい   | ビデオリンク  |
| 平成26年 | 112    | 1,661 | 299     |
| 平成27年 | 141    | 1,563 | 290     |
| 平成28年 | 128    | 1,623 | 303     |
| 平成29年 | 78     | 1,105 | 225     |
| 平成30年 | 144    | 1,462 | 317(15) |

(注)

- 1 最高裁判所事務総局の資料（概数）による。
- 2 いずれも高等裁判所、地方裁判所及び簡易裁判所における証人の数（延べ人員）である。
- 3 各項目の数値については、平成28年までは決定等がなされた日を基準に計上していたが、29年以降は当該事件の終局日を基準に計上している（なお、28年以前に決定等がなされ29年に事件が終局したものについては、決定等がなされた日を基準に計上している。）。この計上基準日の変更により、29年の数値は一時的に減少することとなるので留意されたい。
- 4 ビデオリンクの数値中（ ）内は構外ビデオリンク方式によるもの（内数）。

提供：法務省

## トピックス

### 新しい国家資格「公認心理師」

国民が抱える心の健康の問題等をめぐる状況に鑑み、心理に関する相談、援助等の業務に従事する者の資質の向上及びその業務の適正を図るために、公認心理師法（以下このトピックスにおいて「法」という。）が平成27年9月に成立・公布され、29年9月に全面施行された。

「公認心理師」は、名称独占の資格であり、公認心理師登録簿の登録を受け、保健医療、福祉、教育その他の分野において、心理学に関する専門的知識及び技術をもって、

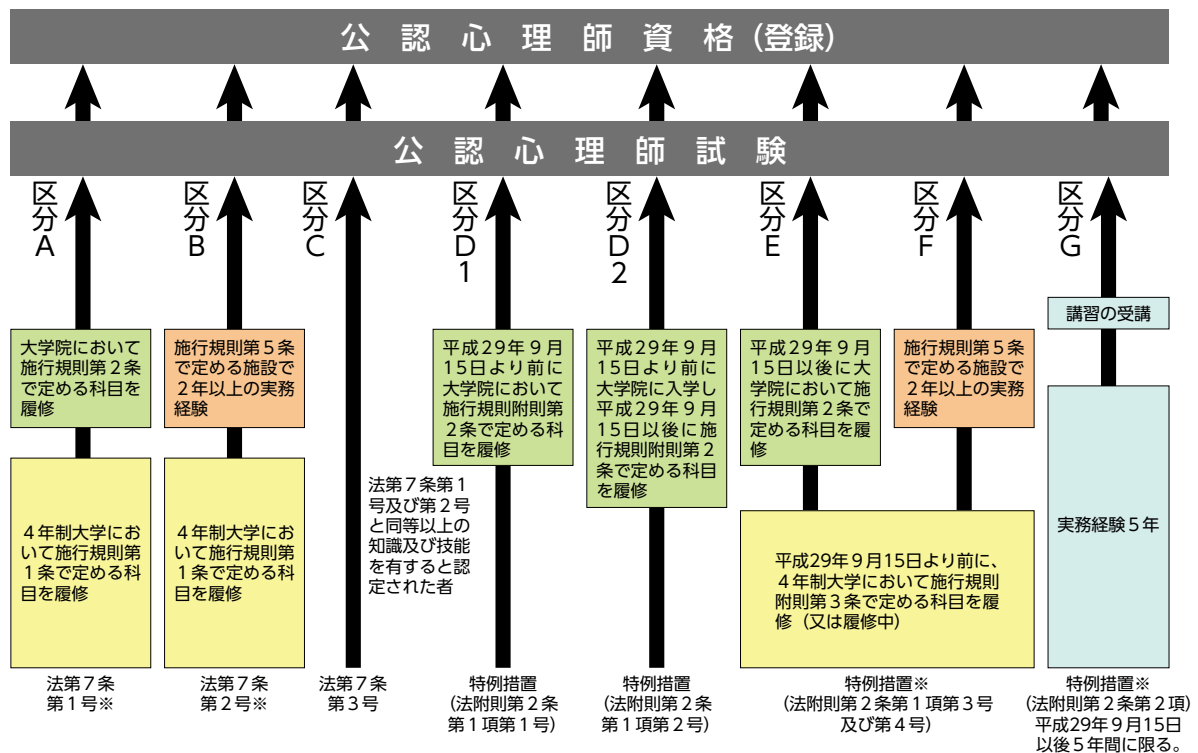
- ① 心理に関する支援を要する者の心理状態の観察及びその結果の分析
  - ② 心理に関する支援を要する者に対する、その心理に関する相談及び助言、指導その他の援助
  - ③ 心理に関する支援を要する者の関係者に対する相談及び助言、指導その他の援助
  - ④ 心の健康に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供
- を行うことを業とする者である。

公認心理師試験の受験資格は、

- ① 大学において規定の心理学等に関する科目を修め、かつ、大学院において規定の心理学等の科目を修めてその課程を修了した者等
  - ② 大学で規定の心理学等に関する科目を修め、卒業後一定期間の実務経験を積んだ者等
  - ③ 文部科学大臣及び厚生労働大臣が①及び②に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めた者
- に付与している。

また、既存の心理職資格者等に係る受験資格について、特例を設けている（図 公認心理師の資格取得方法参照）。

## 公認心理師の資格取得方法



第1回公認心理師試験は30年9月（平成30年北海道胆振東部地震の影響による追加試験は30年12月）に実施され、受験者数3万6,103人、合格者数2万8,574人であった。

合格者は申請により、公認心理師として順次登録されることとなり、31年3月末現在の資格登録者数は24,056人となっている。今後、保健医療、福祉、教育、司法等、様々な分野で公認心理師の活躍が望まれる。